

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(老人等の要件)</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）又は平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 第2条第1項第5号アに該当する者又は母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ [略]</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 妊娠中の者</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある別居する者を扶養する者（同居者がある者を除く。）</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(老人等の要件)</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）又は平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 第2条第1項第5号アに該当する者又は<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ [略]</p> <p><u>ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の婦人相談所、配偶者暴力防止等法第3条第1項の配偶者暴力相談支援センターその他の配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する業務を行う機関により配偶者からの</u></p>

(4)・(5) [略]

様式第1号 (第2条の2関係)

(表)

[略]		
[略]		
氏 名 ㊦		
[略]		
[略]		
申込者及び同居しようとする親族	[略]	障害の有無及び程度
扶養親族であって同居しない者		
[略]		

備考 [略]

[略]

(裏)

[略]

申込みに当たっての注意事項
1 [略]
2 次の書類を添付してください。
(1)～(4) [略]
(5) 障害がある方等にあつては、その事実を証明するもの (身体障害者手帳の写し等)
(6) [略]

[略]

暴力を理由に避難していることの証明又は確認を受けている者

(4)・(5) [略]

様式第1号 (第2条の2関係)

(表)

[略]			
[略]			
氏 名			
[略]			
[略]			
申込者及び同居しようとする親族	[略]	障害の有無及び程度	妊娠の有無
扶養親族であって同居しない者			
[略]			

備考₁ [略]

2 「妊娠の有無」の欄については、県営住宅等条例第5条第2号ア(カ)の規定の適用を希望しない方及び男性は、記載を要しません。

[略]

(裏)

[略]

申込みに当たっての注意事項
1 [略]
2 次の書類を添付してください。
(1)～(4) [略]
(5) 障害がある方、妊娠している方等にあつては、その事実を証明するもの (身体障害者手帳の写し、 <u>母子手帳の写し等</u>)
(6) [略]

[略]

様式第1号の2（第2条の2関係）

（表）

[略]		
[略]		
氏 名 ㊟		
[略]		
[略]		
申込者及び同居しようとする親族	[略]	障害の有無及び程度
	[略]	
	[略]	
	[略]	
	[略]	
	[略]	
	[略]	
	[略]	
扶養親族であって同居しない者	[略]	
[略]		

備考 [略]

[略]

（裏）

[略]
申込みに当たっての注意事項
1 [略]
2 次の書類を添付してください。
（1）～（4） [略]
（5） 障害がある方等にあつては、その事実を証明するもの（身体障害者手帳の写し等）
（6） [略]

[略]

様式第1号の2（第2条の2関係）

（表）

[略]			
[略]			
氏 名			
[略]			
[略]			
申込者及び同居しようとする親族	[略]	障害の有無及び程度	妊娠の有無
	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]		
扶養親族であって同居しない者	[略]		
[略]			

備考1 [略]

2 「妊娠の有無」の欄については、県営住宅等条例第5条第2号ア(カ)の規定の適用を希望しない方及び男性は、記載を要しません。

[略]

（裏）

[略]
申込みに当たっての注意事項
1 [略]
2 次の書類を添付してください。
（1）～（4） [略]
（5） 障害がある方、妊娠している方等にあつては、その事実を証明するもの（ <u>身体障害者手帳の写し、母子手帳の写し等</u> ）
（6） [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号から様式第7号までの様式中「㊟」を削る。

改正前

改正後

様式第9号 (第11条関係) [略] 申請者氏名 [略]	様式第9号 (第11条関係) [略] 申請者氏名 [略]
---------------------------------------	---------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第11号及び様式第11号の2を次のように改める。

様式第11号 (第12条関係)

県営住宅入居者収入申告書

年 月 日

広域振興局長 様

県営 アパート 号棟 号室
入居者氏名
電話番号
メールアドレス

私の世帯の収入について、次のとおり申告します。

入居者、同居者及びそれら以外の扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業・就学の有無 (勤務先又は学校名)	前年1月2日以後に就職・転職・復職した場合は、その年月日	年間総収入額	障害者手帳・療育手帳の有無及び等級	妊婦
(入居者)	本人				有・無 ()		円	有 (. 級) 無	
同居者					有・無 ()			有 (. 級) 無	
					有・無 ()			有 (. 級) 無	
					有・無 ()			有 (. 級) 無	
					有・無 ()			有 (. 級) 無	
					有・無 ()			有 (. 級) 無	
					有・無 ()			有 (. 級) 無	
別居扶養親族					有・無 ()			有 (. 級) 無	
					有・無 ()			有 (. 級) 無	
					有・無 ()			有 (. 級) 無	

注1 収入の有無にかかわらず、世帯全員（別居している扶養親族を含む。）分について記載してください。

2 「年齢」の欄には、 年10月1日現在の年齢を記載してください。

別居 扶養 親族						有・無 ()			有 (・ 級) 無	
						有・無 ()			有 (・ 級) 無	
						有・無 ()			有 (・ 級) 無	

注1 収入の有無にかかわらず、世帯全員（別居している扶養親族を含む。）分について記載してください。

- 2 「年齢」の欄には、 年10月1日現在の年齢を記載してください。
- 3 「年間総収入額」の欄には、前年の1年間に係る総収入額（所得証明書に記載の金額）を記載してください。
- 4 前年1月2日以後に就職、転職又は復職をした場合は、「年間総収入額」の欄には、現在の勤務先の証明による過去1年間の総収入額（勤務期間が1年に満たない場合は、1年間の見込みの総収入額）を記載してください。
- 5 「妊婦」の欄には、入居者又は同居者が妊娠中で母子手帳をお持ちの場合に○を記載してください。ただし、県営住宅等条例第5条第2号ア(カ)の規定の適用を希望しない場合は、記載を要しません。
- 6 次の書類を添付してください。
 - (1) 市町村長の発行する前年の所得が記載された証明書
 - (2) 前年1月2日以後に就職、転職又は復職をした場合は、現在の勤務先からの過去1年間の給与支払証明書
 - (3) 前年1月2日以後に退職した場合は、離職票の写し又は退職証明書
 - (4) 各種控除に要する証明書類等
 - (5) 「妊婦」の欄に○を記載した方にあつては、母子手帳の写し

(A4)

様式第13号、様式第15号、様式第18号、様式第19号、様式第24号、様式第26号及び様式第27号中「㊟」を削る。

様式第29号中「㊟」を削る。

様式第31号、様式第34号及び様式第37号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県営住宅等条例施行規則に規定する様式は、この規則の施行の日以後に提出する申込書等について適用し、同日前に提出した申込書等については、なお従前の例による。